

宇都宮地方裁判所委員会（第5回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

速報のため、事後修正の可能性有り

1 日時 平成17年3月2日（水）13：30～15：30

2 場所 宇都宮地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・50音順，敬称略）

東弘，大野市太郎，柴恵子，代田郁保，田中徹歩，伴靖，山崎順子

板橋賢二，吉川文子，込山晴康，佐藤吉仁，星野一は欠席

（庶務）

河原亮橘事務局長，酒井刑事首席書記官，金井孝夫事務局次長，望月克彦総務

課長，本田千鶴総務課課長補佐，鈴木珠美総務課庶務係長

（説明者）

中川宇都宮検察審査会事務局長

4 議事

(1) 新任委員の自己紹介

(2) 委員長の選任

(3) 意見交換 1

(4) 意見交換 2

(5) 裁判員模擬裁判ビデオ地裁委員会用（圧縮版）上映

(6) 意見交換 3

(7) 次回の意見交換のテーマについて

(8) 次回開催日について

5 配布資料

別添「配付資料」のとおり

6 議事経過

(1) 新任委員等の自己紹介

(2) 委員長の選任

委員長に大野委員を選出した。

(3) 意見交換 1

検察審査会は、公訴権の実行に関し民意を反映せしめてその適正を図るため、検察官の公訴を提起しない処分の当否を審査し、また、検察事務の改善に関する建議又は勧告を行うことを任務としている。検察審査員等の出頭確保については、事業主あての協力方を依頼する文書を送付したり、また、出欠の有無の連絡が無い人や欠席と回答した人には、電話で出欠の確認をしたり、出席していただけるよう粘り強く説得している。(説明者)

小さい子供を抱えてのんびり過ごしていた私に突然、検察審査員に選ばれた旨の通知と第1回目の会議期日に出席してほしい旨のはがきが来た時には、びっくりした。この制度を知らなかったもので、これは大変と思い、実家や主人に相談したところ、良いことだからやってみたらと勧められたのでやることにした。当初は、初めて会う人ばかりなので緊張と不安で一杯であったが、事件について、一生懸命に自分なりに考え、役に立てるよう、頑張った。振り返ってみると、大変勉強になったと思っている。任期を終えた後、知人に制度の説明をしたが、ほとんどの方が知らないもので、多くの人にこの制度をもっと知ってもらえたらよいと思った。(元検察審査員)

初めて検察審査員に選ばれた旨の通知をいただいた時は、とまどう気持ちと不安な気持ちで一杯だった。弟に相談したところ、大変名誉なことだと言われた。裁判所に最初に行った時には、事務局から説明を受け、何か質問はないかと聞かれたが、その際、何を質問してよいかすら分からないと話したことを今でも覚えている。今では、宇都宮検察審査協会の役員となり、検察審査会制度の普及等を行っている。振り返ってみると、とてもよい勉強ができたし、世の中のことも法律用語もわかるようになった。これからも皆さんに少しでも利用していただけるよう、制度の普及に努めたい。なお、出頭確

保の点については、他の検察審査員から、上司の理解が得られたので、検察審査会議に休まずに出席することができたと聞いているので、やはり職場の理解が大事だと思う。（元検察審査員）

新聞の読者投稿欄に、元検察審査員が検察審査員の有意義な経験を通して、今度導入される裁判員制度について、建設的な意見を出されていた。お二人の話聞いて、制度の神髄をとらえられていると感じた。（委員）

任期について教えていただきたい。（委員）

任期は、6か月である。有権者の中から候補者400名を選び、各群（第1群から第4群）各100名とし、第1群は1月末に、第2群は4月末に、第3群は7月末に、第4群は10月末に各10名又は12名を選定しており、3か月間は重なるようになっている。（説明者）

学校や教科書の中で検察審査会制度の話がされたり、記載されていたことはあるか。（委員）

教科書に取り上げてもらえるよう依頼はしているが、結果は聞いてない。また、元検察審査員の中で教師の方がいたが、任期終了後、講義の中で、制度の話がされたと聞いている。（説明者）

私が高校生の時には、教科書に制度のことが記載されていたので、存在については知っている。（委員）

市町村の選挙管理委員会に対し、成人式に、制度のパンフレット等を配布してもらえるよう依頼している。（委員長）

出頭確保の点で、苦勞されていることはあるか。（委員）

宇都宮地裁管内では、出頭率が高いので、苦勞はしていない。宇都宮地裁管内以外で、審査員が11人に満たない裁判所があって苦勞しているところがあったと聞いている。（説明者）

出頭率は、全国平均が69パーセントであるところ、宇都宮地裁管内は75パーセントである。他の管内では、事業主や上司に電話したり、訪問した

りして、出頭の協力方を依頼しているケースがあると聞いている。(委員長)

審査する時間は1日に何時間か。(委員)

大抵、午前10時から始まり午後3時で終了している場合が多い。(説明者)

個人的意見だが、朝早いのはよいが、小さい子供がいるので、もう少し早く終わったほうがよいと感じた。(元検察審査員)

お昼はどうしているのか。(委員)

自己負担でお願いしているが、とりまとめは、事務局が行い、事務局職員と一緒に食事している。(説明者)

バス停等に検察審査会制度のポスターが貼付されているのを見たことがあるが、それはどのようにしているのか。(委員)

各検察審査会協会が地域別に貼付等の依頼をして行っている。(元検察審査員)

(4) 意見交換2

意見交換テーマは、別紙「意見交換事項」のとおり

2月に放映されたNHKスペシャル「あなたは人を裁けますか」を見て、テレビはメディアの媒体として最適であり、裁判員制度を通して、犯罪の抑止力につながればよいと感じた。また、それとともに、約70パーセントの人たちが参加したくないという状況のもと、裁判員選任手続きをはじめ出頭確保の問題や費用の点からも、実施されるまでには多くの困難が予想されたと感じた。(委員)

検察庁では、昨秋から裁判員制度広報プロジェクトを立ち上げ、法科大学院の学生に裁判傍聴及び説明会を実施した。また、司法教育の視点からも広報を考えているが、いきなり小中学生を対象にした広報は難しいので、小中学生の先生を対象とした広報に力を入れている。また、社会見学に来た小学

生に法務省が作成したビデオを見せて刑事手続の説明会を行っている。（委員）

裁判員制度が1つの文化にならないといけないと感じている。司法に国民の声を取り入れることを考えてできた制度なので、専門家をつくる必要はなく、司法を理解できる人を広げるべきである。ただ、これには相当時間がかかると思われる。昔は、法律は最低の道徳と言われたが、最近のカリキュラムに道徳の時間がないので、カリキュラムを変えてでも教育をしていくことが大切と考える。（委員）

(5) 裁判員模擬裁判ビデオ地裁委員会用（圧縮版）上映

(6) 意見交換3

裁判員の負担を少なくし、かつ、審理の内容を分かっていたくことを考えているが、そのためには、法曹三者は何を考えていくべきか。（委員長）

候補者に対してする質問の実施場所は、法廷をお考えか。（委員）

法廷でやるかどうかは決まっていない。被告人も選任手続に出席することができるので、逃亡防止の点や、また、他の候補者に内容を聞かれないよう配慮もしていかなければならないといった問題もあり、場所は今後の検討課題である。（委員長）

裁判員制度は、専門家だけではなく、市民感覚を取り入れる制度だと考えているが、ビデオを見たところ、形は、市民が参加した開かれた裁判所だが、中身はさほど現行の制度とかわらないのではないかと。もう少し、市民が素人感覚のまま参加すればよい、専門的知識はいらないというPRが必要だと思ふ。（委員）

裁判員の選任手続の際、思想や考え方を考慮していないのが気になった。量刑を決めるのは負担を感じる。評決権まで持たない方がよい。裁判官と裁判員の重みが同じというのはきつい。（委員）

どんな思想でもよいと思ふ。裁判官と裁判員の重みが同じだからよいと思

う。違うなら，裁判員を呼ぶ必要がない。（委員）

日本には死刑制度があるので，死刑判決を出すような場合，裁判員は，耐えられるのかというのが感想である。量刑が重い場合には，それを理由に辞退の申立てをする人が多くなるのではないか。まだ制度が始まっていないのでその辺のことは言われていないが，裁判員制度が受け入れられるような整備をしないといくら国民の義務と言っても，参加しないと思う。（委員）

国民に対して，最初から義務だからといっても無理だと思う。会社等組織への説得又は協力義務をPRしていかなければならない。（委員）

(7) 次回の意見交換のテーマについて

次回の意見交換については，本日，残した意見交換事項を行いたい。それから，法曹三者において，了解が得られれば，7月に裁判員裁判の模擬裁判を実施したい。その際，地裁委員会委員のうち，1人か2人の方に裁判員として参加していただいて，次回期日にその体験談や疑問点，要望等を具体的に話していただきたいと考えているので御協力をお願いしたい。その他については，前回と同様，今回の議事概要がまとまり次第，委員会通信を送付することにしたい。（委員長）

(8) 次回開催日について

今回は，平成17年9月21日（水）を第1候補として，午後1時30分から3時30分まで宇都宮地方裁判所大会議室で開催したい。（委員長）

以上

(別紙)

平成17年3月2日

意見交換事項

1 裁判員の出頭を確保するための方策

(1) 裁判員制度のPRをどうすべきか

ア 企業等(官公庁,自治体,会社,学校,個人経営の店舗等)に対する裁判員制度の広報又は協力を求めるための方策

イ 小中高校生に対し裁判員制度を理解させるための方策

ウ その他

(2) 裁判員制度を円滑に発足させるためにはどうすべきか

ア 裁判員事件における検察官の役割

イ 裁判員事件における弁護人の役割

ウ 裁判員事件における裁判官の役割

2 地域性,県民性等を考慮した宇都宮地裁の運営はどうあるべきか。

(前回からの継続分)

平成17年3月2日

配 付 資 料

(添付略)

- ・ 宇都宮地方裁判所委員会委員名簿
- ・ 検察審査員及び補充員の年代別・性別・職業別出頭率(全国集計)
- ・ 検察審査員及び補充員の年代別・性別・職業別出頭率(宇都宮地裁管内)
- ・ 裁判員の参加する刑事裁判の流れ
- ・ 起訴状(終了後回収)
- ・ 司法の窓「裁判員制度特集号」
- ・ パンフレット「裁判員制度がはじまります！」